小規模法人向けソフト

給与奉行®J11

機能アップガイド

Ver.4.26



令和８年分の年末調整に関する改正に対応

令和８年分の年末調整に関する以下の改正に対応しました。
〇源泉徴収票のみなし提出の特例に対応
〇年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例に対応
〇基礎控除・給与所得控除の引き上げに対応
〇扶養親族等の所得要件の改正に対応
〇源泉徴収簿の奉行サプライが追加
〇住宅ローン控除の改正に対応
〇防衛特別所得税の創設に対応

当製品の対応の詳細は、こちらをご参照ください。

一般保険料と子ども・子育支援金ごとの端数処理に対応

[健康保険区分登録]メニューの[保険料率設定]ページで、端数処理対象の選択肢に「2：一般保険・子育支援金・介護保険ごと」が追加されました。
この設定を選択すると、一般保険・子育支援金・介護保険ごとに端数処理方法を設定できます。
健康保険組合が独自の端数処理ルールを定めている場合も、そのルールにしたがって保険料を計算できます。

≪ 関連メニュー ≫
[導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[健康保険区分登録]メニュー

小規模法人向けソフト

給与奉行®J11

機能アップガイド

Ver.4.25



機能追加内容はありません。関連製品の修正に伴い更新しています。

小規模法人向けソフト

給与奉行®J11

機能アップガイド

Ver.4.24



令和８年４月 駐車場手当を支給している交通用具（マイカーなど）通勤者の非課税限度額改正に追加対応

令和８年度税制改正により、通勤のために自動車等の交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額について改正されました。
本改正に関して、国税庁より「通勤手当の非課税限度額の改正に関するQ&A」が公開されました。
これに伴い、当製品でも交通用具（マイカーなど）通勤者で、駐車場手当も支給している場合の非課税限度額について、具体的な計算方法に対応しました。

対応する計算方法

自動車等の交通用具を使用して通勤している場合に支給される通勤手当が、通勤距離に応じた非課税限度額を下回る場合の計算方法に対応しました。

計算例

〇片道距離：50km
〇通勤距離に応じた通勤手当：28,000円
〇駐車場等の料金相当額の通勤手当：8,000円
合計36,000円を支給する場合

以下のように非課税限度額が計算されます。

①通勤距離に応じた非課税限度額：32,300円（片道45km以上55km未満）
②１ヵ月当たりの駐車場等の料金相当額：5,000円（１ヵ月当たりの料金8,000円が5,000円を超えるため、5,000円）
③非課税限度額：37,300円（32,300円＋5,000円）

支給額36,000円は、非課税限度額37,300円を下回るため、支給する通勤手当が全額非課税となります。

参　考

今までは、通勤距離に応じた通勤手当の非課税額と駐車場等の料金相当額の非課税額をそれぞれで計算していました。
上記の計算例の場合
①通勤距離に応じた通勤手当の非課税額：28,000円
②駐車場等の料金相当額の非課税額：5,000円
③非課税通勤費：33,000円（28,000円＋5,000円）

当製品での操作手順

当製品の対応の詳細は、こちらをご参照ください。

≪ 関連メニュー ≫

・[社員情報]-[社員情報登録]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー

小規模法人向けソフト

給与奉行®J11

機能アップガイド

Ver.4.23



目次

令和８年４月 子ども・子育て支援金創設に対応	2
令和８年４月 通勤手当・食事手当の非課税限度額改正に対応	5
雇用保険率の改定に対応	6
健康保険組合の事業所番号の桁数変更に対応	6

令和８年４月 子ども・子育て支援金創設に対応

「子ども・子育て支援金制度」の導入に伴い、令和８年４月分（５月納付分）より、従来の一般保険料および介護保険料に加えて、「子ども・子育て支援金」の徴収が開始されます。
当製品の変更箇所は、以下になります。

[健康保険区分登録]メニュー

[健康保険区分登録]メニューの[保険料率設定]ページの健康保険の保険料率に「子ども・子育て支援金（子育支援金）」の率が追加されます。
※[導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[社会保険設定]メニューの【健康保険内訳】の使用区分が「未使用」の場合でも、基本保険と特定保険の保険料率が表示されるようになりました。



※上図は、管掌区分が「協会管掌」の場合の「東京都」の保険料率です。

参　考

健康保険組合にご加入の場合も、「子ども・子育て支援金（子育支援金）」の率が追加されます。各種管理資料で健康保険内訳（基本保険・特定保険・子育支援金）を集計したい場合は、[健康保険区分登録]メニューの[保険料率設定]ページでご加入の健康保険組合の各保険料率が正しいかを確認してください。

また、[導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[社会保険設定]メニューで【健康保険内訳】の使用区分に「使用」を選択すると、各メニューでも、子ども・子育て支援金（子育支援金）について表示されるようになります。

≪ 関連メニュー ≫

- [導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[社会保険設定]メニュー
- [導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[健康保険区分登録]メニュー
- [管理ツール]-[税率／保険料率登録]-[社会保険]-[健康保険]-[全国健康保険協会]メニュー
- [管理ツール]-[税率／保険料率登録]-[社会保険]-[健康保険]-[健康保険組合]メニュー

[勤怠支給控除項目登録]メニュー

[導入処理]-[給与体系登録]-[勤怠支給控除項目登録]メニューの[控除内訳]ページに、健康保険の内訳として「健保内訳４　子育支援金」が、[事業主]ページに、「健保内訳４　子育事業主」が追加されます。

[社員情報登録]メニュー

[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページに「（子育支援金）」が表示されます。健保標準報酬月額に応じて、保険料が表示されます。



≪ 関連メニュー ≫

・[社員情報]-[社員情報登録]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー

[給与処理]メニュー／[賞与処理]メニュー

子ども・子育て支援金は、健康保険料に上乗せして表示されます。



給与データ入力画面で［F11：付加情報］を押して表示される[明細付加情報]画面の[社会保険料]ページで（子育支援金）を確認できます。



また、子ども・子育て支援金は、法令上の記載義務はありませんが、給与（賞与）明細書の欄外に出力することができます。
欄外に出力する場合は、［給与（賞与）明細書 - 印刷条件設定］画面の［詳細設定］ページで、「子育支援金」にチェックを付けます。



※基本保険料と特定保険料を合算し、一般保険料として印字することができるようになりました。その場合は、「一般保険料」にチェックを付けます。
※『奉行Edge 給与明細電子化クラウド for 奉行シリーズ』をお使いの場合も、同様に出力することができます。

○「基本保険料」「特定保険料」「子育支援金」にチェックを付けた場合



○「一般保険料」「子育支援金」にチェックを付けた場合



≪ 関連メニュー ≫

- [給与賞与]-[給与処理]-[給与処理]メニュー
- [給与賞与]-[賞与処理]-[賞与処理]メニュー
- [随時処理]-[汎用データ作成]-[給与賞与データ作成]-[給与データ作成]メニュー
- [随時処理]-[汎用データ作成]-[給与賞与データ作成]-[賞与データ作成]メニュー
- [給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書照会設定]-[給与明細書照会設定]メニュー（『奉行Edge 給与明細電子化クラウド for 奉行シリーズ』をご利用の場合）
- [給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書照会設定]-[賞与明細書照会設定]メニュー（『奉行Edge 給与明細電子化クラウド for 奉行シリーズ』をご利用の場合）
- [給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書作成処理]-[給与明細書作成処理]メニュー（『奉行Edge 給与明細電子化クラウド for 奉行シリーズ』をご利用の場合）
- [給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書作成処理]-[賞与明細書作成処理]メニュー（『奉行Edge 給与明細電子化クラウド for 奉行シリーズ』をご利用の場合）

[勤怠支給控除一覧表]メニューなど、各種管理資料

条件設定画面の[集計項目設定]ページで項目種類に「控除内訳」を選択し、[選択項目]リストから「健保内訳４　子育支援金」を選択して集計できます。



[管理資料]-[勤怠支給控除一覧表]-[区分別一覧表]メニューなど、事業主項目を選択できるメニューは「健保内訳４　子育事業主」も選択して集計できます。

≪ 関連メニュー ≫

・[管理資料]-[勤怠支給控除一覧表]-[勤怠支給控除一覧表]メニュー
・[管理資料]-[勤怠支給控除一覧表]-[区分別一覧表]メニュー
・[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[仕訳コード設定]メニュー

[標準報酬改定一覧表]メニュー／[保険料一覧表]メニュー

健康保険の内訳として、「子育支援金」を集計できます。集計する場合は、条件設定画面の[集計項目設定]ページの表示項目の「子育支援金」にチェックを付けます。

≪ 関連メニュー ≫

・[社会保険]-[標準報酬改定一覧表]メニュー
・[社会保険]-[保険料一覧表]メニュー

● 令和８年４月 通勤手当・食事手当の非課税限度額改正に対応

※通勤手当・食事手当に関する取扱いについては、制度改正に向けた検討段階の内容を踏まえて記載しております。
以下の内容に変更があった場合は、改めてご案内いたします。

通勤手当

○通勤距離が片道65km以上の給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が、以下のように引き上げられます。

片道の通勤距離	１ヵ月あたりの非課税限度額	
	改正前	改正後
55km 以上　65km 未満	38,700 円	同左
65km 以上　75km 未満		45,700 円
75km 以上　85km 未満		52,700 円
85km 以上　95km 未満		59,600 円
95km 以上		66,400 円

これに伴い、[社員情報登録]メニューの[住民税・通勤手当]ページの通勤手当３で、支給額と片道距離を入力すると非課税通勤費と課税通勤費が改正後の金額で判定されます。

○一定の要件を満たす駐車場等を利用する場合の１ヵ月あたりの非課税限度額が、通勤距離に応じた通勤手当の非課税限度額に、駐車場代相当額（上限：月5,000円）を加算した金額となります。
これに伴い、[社員情報登録]メニューの[住民税・通勤手当]ページに「支給額（駐車場等）」が追加されました。



≪ 関連メニュー ≫

・[社員情報]-[社員情報登録]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー

食事手当

食事手当の非課税限度額が3,500円から7,500円に引き上げられます。
[導入処理]-[給与体系登録]-[勤怠支給控除項目登録]メニューの給与の[支給]ページで、課税区分に「3：食事手当」または「4：食事手当（軽減）」を設定している支給項目がある場合は、[給与賞与]-[給与処理]-[給与処理]メニューで金額を入力すると、自動的に改正後の非課税限度額で所得税が計算されます。

≪ 関連メニュー ≫

・[導入処理]-[給与体系登録]-[勤怠支給控除項目登録]メニュー
・[給与賞与]-[給与処理]-[給与処理]メニュー

雇用保険率の改定に対応

※令和８年２月下旬時点で、雇用保険率が確定しておりません。
　以下の内容に変更があった場合は、改めてご案内いたします。

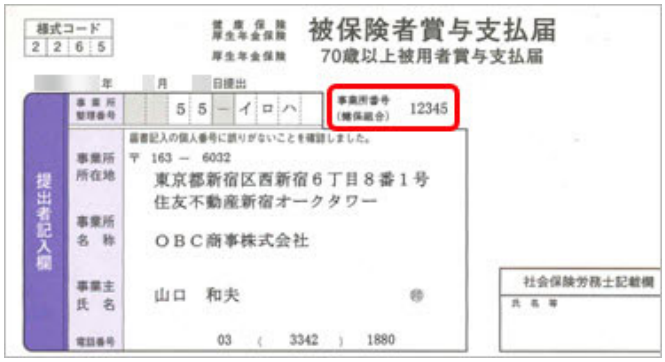
令和８年４月から雇用保険率が改定されます。

	被保険者負担分	事業主負担分
一般事業	5 / 1000	8.5 / 1000
農林水産・清酒製造業	6 / 1000	9.5 / 1000
建設事業	6 / 1000	10.5 / 1000

当製品でも上記の雇用保険率に対応しました。
なお、３月以前の給与および賞与の雇用保険料は、３月以前の雇用保険率で計算されます。

健康保険組合の事業所番号の桁数変更に対応

事業所番号（健康保険組合用）の桁数が４桁から５桁に変更されます。
これに伴い、当製品でも磁気媒体の様式変更に対応します。
また、届出用紙に印刷した場合は、事業所番号が欄外に印字されます。



≪ 関連メニュー ≫

- [導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[健康保険区分登録]メニュー
- [給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
- [社会保険]-[月額変更処理]メニュー
- [社会保険]-[算定基礎処理]メニュー

小規模法人向けソフト

給与奉行®J11

機能アップガイド

Ver.4.21



令和７年　通勤手当に係る所得税の非課税限度額の改正に対応

通勤で自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。
改正内容および当製品の対応の詳細は、こちらをご参照ください。

小規模法人向けソフト

給与奉行®J11

機能アップガイド

Ver.4.20



目次

基礎控除・給与所得控除の見直しに対応	2
特定親族特別控除の創設に対応	3
扶養親族等の所得要件の改正に対応	8
令和６年入居の住宅ローン控除の改正に対応	9

基礎控除・給与所得控除の見直しに対応

以下のとおり、所得税の基礎控除の見直し等が行われました。
当製品では、[年末調整]-[年末調整処理]メニューで年末調整計算する際に、自動的に反映されます。

○基礎控除の見直し
合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。
【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 （収入が給与だけの場合の収入金額）	改正前	改正後
132 万円以下 （200 万 3,999 円以下）	48 万円	95 万円
132 万円超　336 万円以下 （200 万 3,999 円超　475 万 1,999 円以下）		88 万円
336 万円超　489 万円以下 （475 万 1,999 円超　665 万 5,556 円以下）		68 万円
489 万円超　655 万円以下 （665 万 5,556 円超　850 万円以下）		63 万円
655 万円超　2,350 万円以下 （850 万円超　2,545 万円以下）		58 万円

○給与所得控除の見直し
55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。
【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162 万 5,000 円以下	55 万円	65 万円
162 万 5,000 円超　180 万円以下	その収入金額 × 40 %－ 10 万円	
180 万円超　190 万円以下	その収入金額 × 30 %＋ 8 万円	

上記に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」および令和８年分以後の「源泉徴収税額表」についても改正されます。当製品では、令和８年１月以後の給与（賞与）処理を行うと、自動的に改正後の源泉徴収税額が計算されます。

参　考

令和７年11月までの給与の源泉徴収事務に変更はありません。令和７年の年末調整の際に、改正後の基礎控除額、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」にもとづいて １ 年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

注　意

令和７年12月１日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

≪ 関連メニュー ≫
[年末調整]-[年末調整処理]メニュー

特定親族特別控除の創設に対応

特定親族の合計所得金額に応じて控除する「特定親族特別控除」が創設されました。

> **参　考**
>
> 特定親族とは、居住者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下（収入金額が123万円超188万円以下）の人をいいます。
> なお、合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりません。扶養控除の対象となります（特定扶養親族に該当します）。

年末調整において特定親族特別控除の適用を受ける場合は、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。
また、合計所得金額が58万円超100万円以下（収入金額が123万円超165万円以下）の場合は「源泉控除対象親族」となり、令和８年１月以後に支払うべき給与について、源泉控除が受けられます（令和８年分以後の扶養控除等申告書の「源泉控除対象親族」欄に記載します）。

> **参　考**
>
> 合計所得金額が100万円超123万円以下（収入金額が165万円超188万円以下）の特定親族については、各月の源泉徴収税額の計算では考慮されませんが、年末調整の際に特定親族特別控除申告書を提出することにより、特定親族特別控除の適用を受けることができます。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 （収入が給与だけの場合の収入金額）	特定親族特別控除額
58 万円超　85 万円以下 （123 万円超　150 万円以下）	63 万円
85 万円超　90 万円以下 （150 万円超　155 万円以下）	61 万円
90 万円超　95 万円以下 （155 万円超　160 万円以下）	51 万円
95 万円超　100 万円以下 （160 万円超　165 万円以下）	41 万円
100 万円超　105 万円以下 （165 万円超　170 万円以下）	31 万円
105 万円超　110 万円以下 （170 万円超　175 万円以下）	21 万円
110 万円超　115 万円以下 （175 万円超　180 万円以下）	11 万円
115 万円超　120 万円以下 （180 万円超　185 万円以下）	6 万円
120 万円超　123 万円以下 （185 万円超　188 万円以下）	3 万円

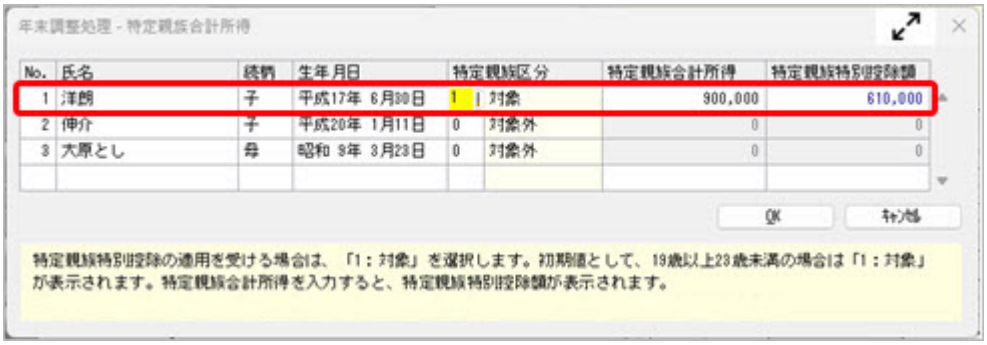
当製品では、以下のメニューが変更されます。

［年末調整処理］メニュー

［年末調整処理］メニューの［所得控除等］ページに、【特定親族特別控除情報】が追加されました。



「給与所得者の特定親族特別控除申告書」が提出された場合は、特定親族申告書の提出に「1：あり」を選択すると、［年末調整処理 － 特定親族合計所得］画面が開きます（［合計所得］ボタンをクリックしても［年末調整処理 － 特定親族合計所得］画面が開きます）。
初期値として、処理年の12月31日時点の年齢が19歳以上23歳未満の場合は、特定親族区分に「1：対象」が表示されます。
特定親族合計所得を入力すると、特定親族特別控除額が計算されます。



参　考

［年末調整処理 － 特定親族合計所得］画面の特定親族特別控除額がある場合は、［年末調整処理］メニューの［家族・所得税］ページの扶養親族の扶養区分は「0：控除対象外」になります。

また、［年末調整］-［年末調整一覧表］-［年末調整一覧表］メニューや［年末調整］-［年末調整一覧表］-［過不足税額一覧表］メニューでも、「特定親族特別控除額」「扶養親族1～10－特定親族合計所得」が集計できます。

注　意

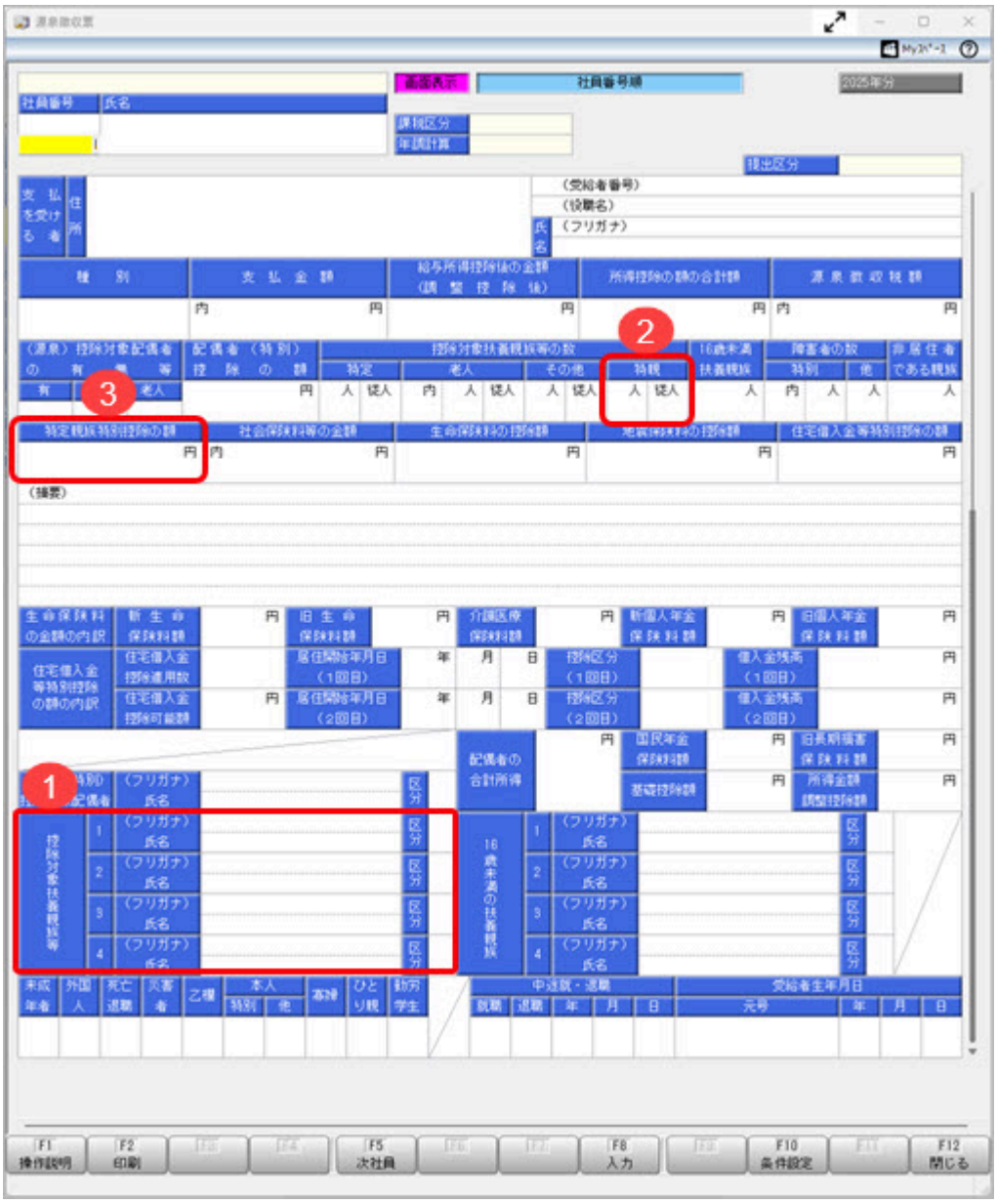
令和７年12月１日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

≪ 関連メニュー ≫

・[年末調整]-[年末調整処理]メニュー
・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニュー
・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー

[源泉徴収票]メニュー

以下のように様式が変更され、当製品でも新様式に対応しました。



①「控除対象扶養親族」欄の名称が「控除対象扶養親族等」欄に変更されました。
　特定親族がいる場合は、氏名と特定親族特別控除の額をもとに区分が表示されます。

参　考

表示される区分は、以下になります。

特定親族特別控除の額	区分 （特定親族が居住者）	区分 （特定親族が非居住者）	合計所得金額
63 万円	10	11	58万円超　85万円以下
61 万円	20	21	85万円超　90万円以下
51 万円	30	31	90万円超　95万円以下
41 万円	40	41	95万円超　100万円以下
31 万円	50	51	100万円超　105万円以下
21 万円	60	61	105万円超　110万円以下
11 万円	70	71	110万円超　115万円以下
6 万円	80	81	115万円超　120万円以下
3 万円	90	91	120万円超　123万円以下

②「控除対象扶養親族等の数」欄に「特親」欄が追加され、特定親族の人数が出力されます。

③「特定親族特別控除の額」欄が追加されました。

参　考

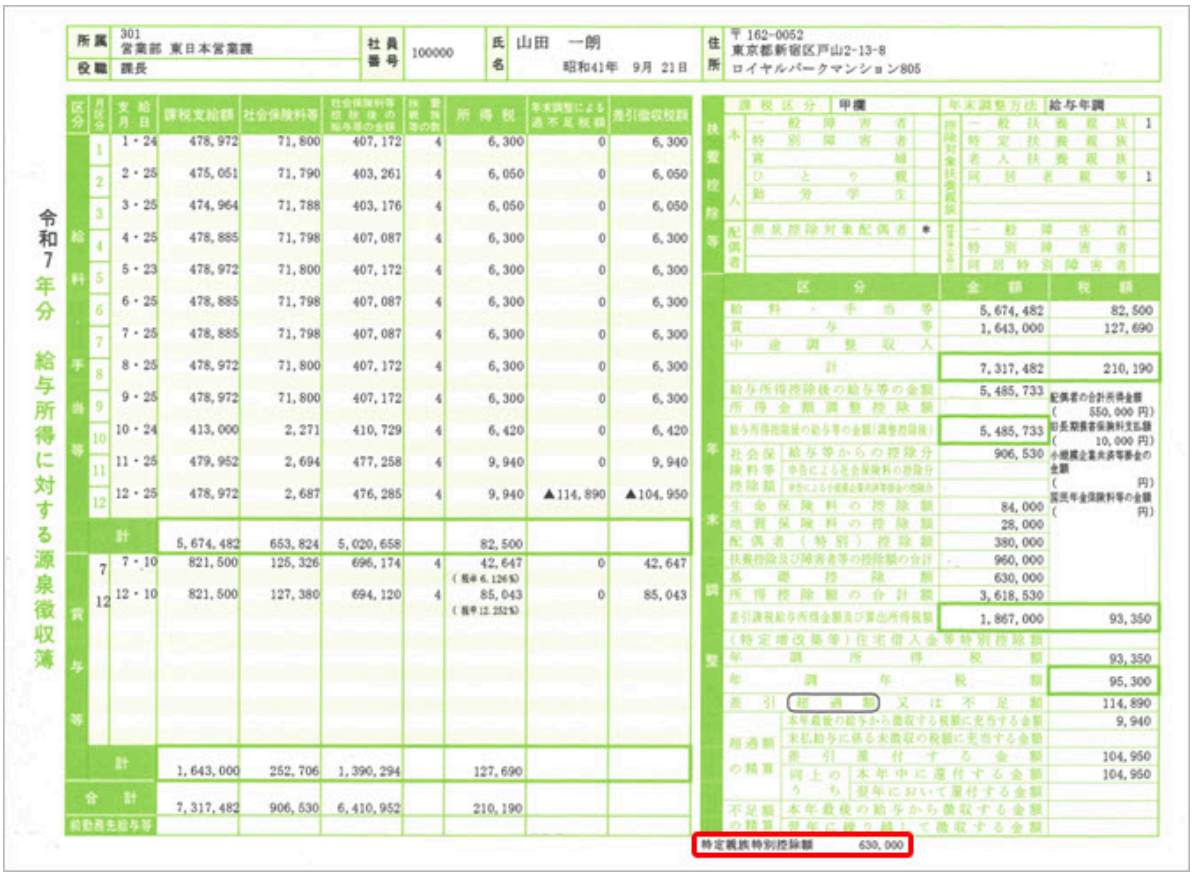
令和８年（2026年）以降の場合で、年末調整しない社員の源泉徴収票を作成する場合は、特親所得を押して［源泉徴収票 － 特定親族所得見積額］画面を開きます。扶養控除等（異動）申告書の特定親族の所得の見積額を入力すると、所得見積額をもとに控除対象扶養親族等の区分が表示されます。

≪ 関連メニュー ≫

・[年末調整]-[源泉徴収票]メニュー
・[管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー

[源泉徴収簿]メニュー

特定親族特別控除の適用がある場合は、欄外に「特定親族特別控除額　XXX,XXX円」と印字されます。



参　考

令和８年分に対応した様式の源泉徴収簿の奉行サプライは、令和８年分の年末調整対応版で提供を開始する予定です。

≪ 関連メニュー ≫

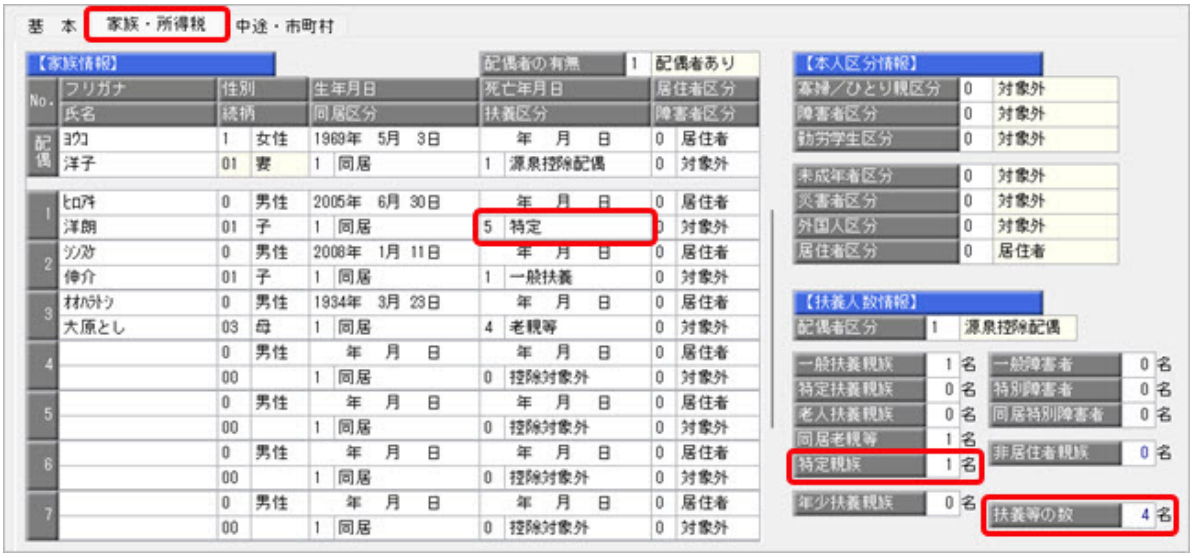
・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニュー
・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整計算書]メニュー
・[年末調整]-[源泉徴収簿兼賃金台帳]メニュー

[社員情報登録]メニュー（令和８年１月以後）

[随時処理]-[年次更新]メニューで年次更新を実行して処理年が「令和８年」になると、[社員情報登録]メニューの［家族・所得税］ページの扶養親族の扶養区分に「5：特定」が追加されます。19歳から23歳未満の親族がいる場合は、合計所得金額に応じて、扶養区分を選択します。
なお、年次更新の際に前年（令和７年）の年末調整処理で特定親族であった場合は、自動的に「5：特定」が表示されます（年齢が23歳未満の場合）。

19 歳以上 23 歳未満の親族の合計所得金額（収入が給与だけの場合の収入金額）	[社員情報登録] メニューの［家族・所得税］ページの扶養区分
58 万円以下 （123 万円以下）	「2：特定扶養」
58 万円超　100 万円以下 （123 万円超　165 万円以下）	「5：特定」
100 万円超 （165 万円超）	「0：控除対象外」

【扶養人数情報】に「特定親族」欄が追加され、扶養区分が「5：特定」の扶養親族がいる場合は、「特定親族」欄と「扶養等の数」欄に人数が加算されます。



注　意

処理年が「令和７年」の間は、扶養区分に「5：特定」は表示されません。

≪ 関連メニュー ≫

・[社員情報]-[社員情報登録]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー

扶養親族等の所得要件の改正に対応

以下の通り、扶養親族等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。
当製品では、[年末調整]-[年末調整処理]メニューで年末調整計算する際に、自動的に判定されます。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件（収入が給与だけの場合の収入金額）	
	改正前	改正後
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	48 万円以下 （103 万円以下）	58 万円以下 （123 万円以下）
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48 万円超　133 万円以下 （103 万円超　201 万 5,999 円以下）	58 万円超　133 万円以下 （123 万円超　201 万 5,999 円以下）
勤労学生	75 万円以下 （130 万円以下）	85 万円以下 （150 万円以下）

注　意

令和７年12月１日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

≪ 関連メニュー ≫

[年末調整]-[年末調整処理]メニュー

令和６年入居の住宅ローン控除の改正に対応

新築・買取再販については、住宅の区分と特例対象個人か否かで、借入限度額が以下のようになります。

参　考

特例対象個人とは、令和 6年12月31日（年の途中で死亡した場合はその時点）の現況で、以下のいずれかの人です。
〇夫婦のいずれかが40歳未満
〇19歳未満の扶養親族を有する
特例対象個人として令和 6年分の確定申告を行った場合は、税務署から送付される住宅ローン控除申告書の住宅の区分等欄に「特例対象個人」と印字されます。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	特例対象個人の場合：5,000 万円 上記以外の場合　　：4,500 万円
ZEH水準省エネ住宅	特例対象個人の場合：4,500 万円 上記以外の場合　　：3,500 万円
省エネ基準適合住宅	特例対象個人の場合：4,000 万円 上記以外の場合　　：3,000 万円
その他の住宅	2,000 万円（建築確認を受けたものとします）
震災特例の場合	特例対象個人の場合：5,000 万円 上記以外の場合　　：4,500 万円

当製品では、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの住宅の区分等に選択肢が追加され、以下のように変更されました。居住開始年月日や控除額適用区分、住宅の区分等の設定をもとに、住宅借入金等控除額が自動計算されます。

変更前	変更後
00：非該当 01：中古住宅 02：特例居住用家屋 03：認定住宅・新築 04：認定住宅・買取再販 05：認定住宅・新築・特例認定住宅等 06：ZEH水準省エネ住宅・新築 07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販 08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等 09：省エネ基準適合住宅・新築 10：省エネ基準適合住宅・買取再販 11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等	00：非該当 01：中古住宅 02：特例居住用家屋 03：認定住宅・新築 04：認定住宅・買取再販 05：認定住宅・新築・特例認定住宅等 06：ZEH水準省エネ住宅・新築 07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販 08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等 09：省エネ基準適合住宅・新築 10：省エネ基準適合住宅・買取再販 11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等 12：特例対象個人 13：特例認定住宅等・特例対象個人 14：認定住宅・新築・特例対象個人 15：認定住宅・買取再販・特例対象個人 16：認定住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人 17：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例対象個人 18：ZEH水準省エネ住宅・買取再販・特例対象個人 19：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人 20：省エネ基準適合住宅・新築・特例対象個人 21：省エネ基準適合住宅・買取再販・特例対象個人 22：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人

≪ 関連メニュー ≫

・[年末調整]-[年末調整処理]メニュー

・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー

小規模法人向けソフト

給与奉行®J11

機能アップガイド

Ver.4.19



Microsoft Exchange Onlineの基本認証「SMTP認証」の廃止に伴い、先進認証「OAuth 2.0」に対応

当製品は、メールを送信する機能でExchange Onlineの基本認証「SMTP認証」を使用できますが、Microsoft社のサポート終了に伴い2025年９月以降は無効になるため、先進認証「OAuth 2.0」に対応しました。
業務スケジュール実行後の完了通知などのメールが送信できなくなるため、先進認証「OAuth 2.0」に設定を変更します。
詳細は、こちらをご参照ください。

≪ 関連メニュー ≫

・[給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書配信設定]-[明細書配信設定]メニュー
（『奉行Edge 給与明細電子化クラウド for 奉行シリーズ』をお使いの場合）
・[管理ツール]-[メールサーバー設定]メニュー

小規模法人向けソフト

給与奉行®J11

機能アップガイド

Ver.4.18



機能追加内容はありません。

小規模法人向けソフト

給与奉行®J11

機能アップガイド

Ver.4.17



目次

［社員情報登録］メニューの項目名を変更	2

- **[社員情報登録]メニューの項目名を変更**

[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページの「健保証番号」と「厚年整理番号」の項目名が「被保険者整理番号」に変更されました。
これに伴い、社会保険関連メニューの各画面に表示される項目名や出力帳票も変更されました。

変更前



変更後



≪ 関連メニュー ≫
[社員情報]-[社員情報登録]メニュー

今回のプログラムより、以下のメニューで届出書を磁気媒体で作成する際に表示される「旧様式の仕様で作成する」設定が表示されなくなりました。
・[賞与支払届]メニュー
・[月額変更処理]メニュー
・[算定基礎処理]メニュー
これに伴い、4000番台の以下の奉行サプライも印刷できなくなります。後継の5000番台の奉行サプライをご利用ください。
[4160]単票被保険者賞与支払届　[4139]単票被保険者賞与支払届
[4060]被保険者賞与支払届　　[4039]被保険者賞与支払届
[4207]単票被保険者月額変更届　[4007]被保険者月額変更届
[4208]単票被保険者算定基礎届　[4008]被保険者算定基礎届

小規模法人向けソフト

給与奉行®J11

機能アップガイド

Ver.4.16



目次

≪改正情報≫	
定額減税（年調減税事務）に対応	2
住宅ローン控除の増改築等の上限計算に対応	5
≪機能追加≫	
搭載辞書を更新	6

≪改正情報≫----------

定額減税（年調減税事務）に対応

年調減税事務では、年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき、年間の所得税額との精算を行います。
当製品の変更箇所は、以下になります。

[年末調整処理]メニュー

○年末調整計算を行う際に、定額減税対象者（本人・配偶者・扶養親族）が自動判定されます。
以下の場合に、定額減税対象者になります（配偶者と扶養親族については、本人が定額減税対象者でない場合は定額減税対象者になりません）。

本人	○居住者区分が「0：居住者」 ○本人の合計所得金額が1,805万円以下
配偶者	○居住者区分が「0：居住者」 ○配偶者の合計所得金額が48万円以下（同一生計配偶者） ○配偶者の有無が「1：配偶者あり」 ○配偶者控除等申告書の提出が「1：あり」 ※［社員情報登録］メニューの［家族・所得税］ページの定額減税区分の設定は、年末調整計算には影響ありません。
扶養親族	○居住者区分が「0：居住者」 ○扶養区分が「0：控除対象外」と「8：控除対象外で他の所得者の扶養」以外

○年末調整処理の計算結果に、年調減税額内訳と以下の項目が追加されます。



年調減税額	本人・同一生計配偶者・扶養親族の人数 × 30,000円 余白に年調減税額内訳が表示されます。 ※令和６年６月１日以後最初に支払われる給与等（賞与含む）の際に計算した月次減税額は、年調減税額に影響ありません。年末調整時点の情報で年調減税額を計算します。
＜年調減税額控除後の年調所得税額＞	＜年調所得税額＞ － 年調減税額がプラスの場合の金額 ※定額減税しきれた場合に表示されます。
控除外額	＜年調所得税額＞ － 年調減税額がマイナスの場合の金額 ※定額減税しきれなかった場合に表示されます。

なお、＜年調年税額＞には、＜年調減税額控除後の年調所得税額＞×102.1%（復興特別所得税）の金額が表示されます。

参　考

上記項目を[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニューや[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニューで集計する場合は、条件設定画面の［集計項目］ページで項目を選択してください。

≪ 関連メニュー ≫

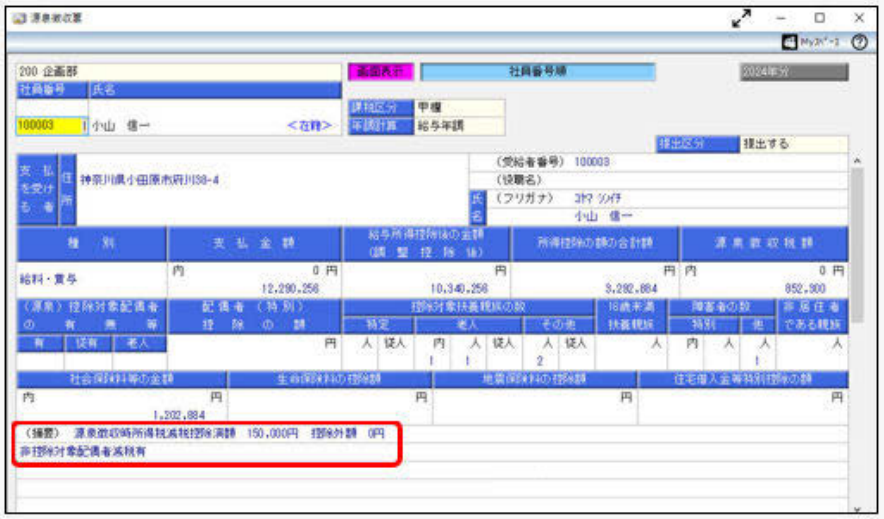
- [年末調整]-[年末調整処理]メニュー
- [年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニュー
- [年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニュー
- [随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー

[給与処理]メニュー／[賞与処理]メニュー

年末調整計算を行う際に、[会社運用設定]メニュー[処理設定]ページの「精算月の所得税計算」が「省略する」の場合は、精算月（12月の給与処理や賞与処理）の所得税計算が省略され0円になります。したがって、定額減税計算も省略されます。

[源泉徴収票]メニュー

摘要欄に以下の項目が出力されます。



源泉徴収時所得税減税控除済額	年調減税で控除した金額 〇年調所得税額 ≧ 年調減税額の場合 　年調減税額の金額 〇年調所得税 ＜ 年調減税額の場合 　年調所得税額の金額
控除外額	年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額 ※控除しきれた場合は０円になります。
非控除対象配偶者減税有	合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者分を年調減税額の計算に含めた場合に出力されます。 また、上記の同一生計配偶者が障害者の場合は、「氏名（同配）（減税有）」が出力されます。

また、各設定が以下に該当する外国人技能実習生の場合も、摘要欄に「源泉徴収時所得税減税控除済額０円 控除外額 30,000円」が出力されます。
〇[社員情報登録]メニューの[給与・単価]ページの課税区分「0：計算不要」
〇[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの外国人区分「1：外国人」
〇[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの居住者区分「0：居住者」

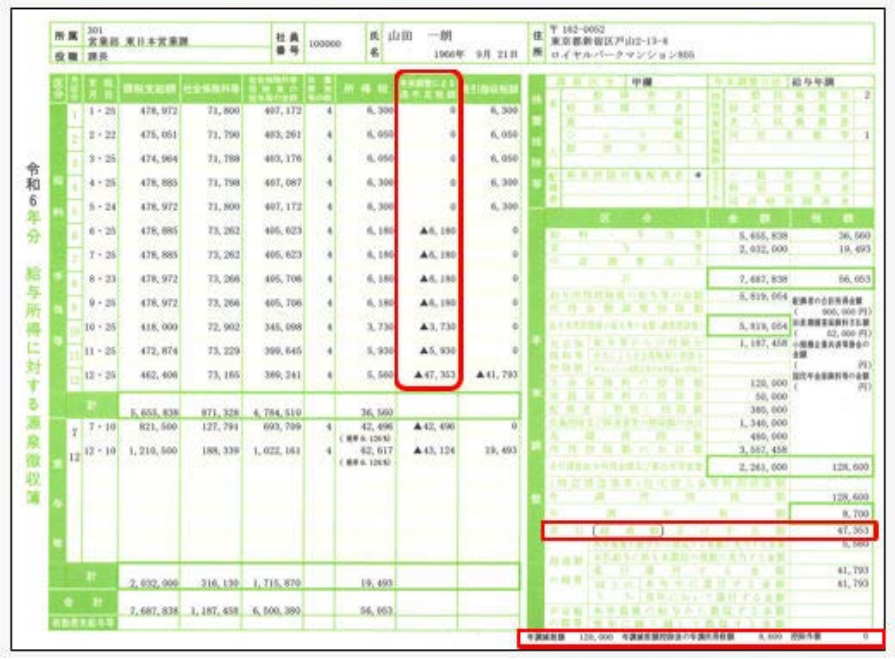
参　考

『奉行Edge 給与明細電子化クラウド』をご利用の場合も同様に出力されます。

≪ 関連メニュー ≫
・[年末調整]-[源泉徴収票]メニュー
・[管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー

[源泉徴収簿]メニュー

〇年末調整欄に[年末調整]-[年末調整処理]メニューの計算結果と同じ項目（年調減税額・＜年調減税額控除後の年調所得税額＞・控除外額）、余白に年調減税額内訳が表示されます。
〇印刷した際は、以下のように印字されます。
・年末調整による過不足税額欄に、各月の定額減税額（所得税）が「▲xxxxx円」と印字されます。
※年末調整による過不足税額欄は、用紙種類に「[5169]単票源泉徴収簿（横型）」「[5167]単票源泉徴収簿（横型）」「[5162]単票源泉徴収簿（横型）」を選択した場合に印字されます。
・差引超過額又は不足額欄が超過の場合は、マイナス表記がなくなります。
・欄外に「年調減税額」「年調減税額控除後の年調所得税額」「控除外額」が印字されます。



≪ 関連メニュー ≫

・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニュー

・[年末調整]-[源泉徴収簿兼賃金台帳]メニュー

[年末調整計算書]メニュー

[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニューと同様に、差引超過額又は不足額欄が超過の場合は、マイナス表記がなくなります。
また、欄外に「年調減税額」「年調減税額控除後の年調所得税額」「控除外額」が印字されます。

≪ 関連メニュー ≫

[年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整計算書]メニュー

- 住宅ローン控除の増改築等の上限計算に対応

増改築の場合は、控除対象となる住宅ローンの年末残高の上限は2,000万円（居住開始年月日が令和４年１月１日以降）になります。
この上限を加味して住宅借入金等控除額を計算するため、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページに住宅借入金の種類が追加されました。
住宅借入金の種類を「0：新築又は購入」「1：増改築等」「2：新築又は購入と増改築等」「3：その他（２以上）」から選択してください。



住宅借入金の種類が「1：増改築等」の場合は、上限を2,000万円として住宅借入金等控除額が計算されます。

また、［２以上...］ボタンをクリックして表示される［２以上の住宅借入金等特別控除］画面の「２以上の住宅控除」は削除され、過去年も含め表示されなくなります。

≪機能追加≫----------

- 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2024年８月30日時点
銀行支店辞書	2024年９月９日時点
市町村辞書	2024年８月19日時点

小規模法人向けソフト

給与奉行®J11

機能アップガイド

Ver.4.15



目次

≪改正情報≫	
所得税の定額減税（月次減税事務）と住民税の定額減税に対応	2
≪機能追加≫	
搭載辞書を更新	3

≪改正情報≫----------

所得税の定額減税（月次減税事務）と住民税の定額減税に対応

2024年６月から、令和６年分所得税および令和６年度分個人住民税の定額減税が実施されます。
【所得税】
令和６年６月１日以後最初に支払われる給与等（賞与含む）に対する所得税の額から定額減税額を控除（控除しきれない部分の金額は、以後令和６年中に支払われる給与等に対する所得税の額から順次控除）する。
【住民税】
令和６年６月分は徴収せず、「定額減税後の税額」を令和６年７月分～令和７年５月分の11ヵ月で均して徴収する。

所得税の定額減税（月次減税事務）に伴う当製品の変更箇所

○定額減税区分が追加
当製品では、配偶者が同一生計配偶者かを自動的に判定することはできません。
したがって、配偶者を定額減税額の計算に含めるかを判定するために、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページに定額減税区分が追加されました。配偶者を定額減税額の計算に含める場合は、「1：対象」を選択します。
なお、配偶者の[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの扶養区分が「1：源泉控除配偶」かつ居住者区分が「0：居住者」の場合は、定額減税区分は「1：対象」が初期表示されます。
源泉控除配偶者であっても同一生計配偶者ではない場合は、「0：対象外」に変更してください。
また、社員から「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」が提出され、配偶者を定額減税額の計算に含める場合は「1：対象」に設定します（源泉控除配偶者でない場合の配偶者の扶養区分は「0：控除対象外」です）。
※当製品では「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」は出力できません。

○定額減税額の計算
[社員情報登録]メニューの設定が以下の場合に、定額減税額が計算されます。
【本人】
入社年月日が令和６年６月１日以前（[基本]ページ）
退職年月日が入力されている場合は令和６年６月１日以降（[基本]ページ）
居住者区分が「0：居住者」（[家族・所得税]ページ）
【配偶者（[家族・所得税]ページ）】
定額減税区分が「1：対象」
【控除対象扶養親族や16歳未満の扶養親族（[家族・所得税]ページ）】
扶養区分が「0：控除対象外」以外
居住者区分が「0：居住者」

○給与処理
支給日が６月１日以後の場合は、定額減税額が控除された所得税が自動的に表示されます。
支給明細書の欄外に、「定額減税額(所得税)」「定額減税未済額」「月次減税額」を出力できます。
月次減税額のうち、実際に控除した金額が「定額減税額(所得税)」として、必ず出力されます。
※[給与（賞与）明細書 - 印刷条件設定]画面の[詳細設定]ページで、欄外印字項目や健康保険内訳印字項目の設定に応じて、「定額減税未済額」「月次減税額」が出力されない場合があります。
※明細書の用紙種類が「連続用紙」の場合は、「定額減税額(所得税)」は「定額減税額(所)」と印字されます。
※『奉行Edge 給与明細電子化クラウド』をお使いの場合も、定額減税に関する項目は出力されます。

○勤怠支給控除一覧表／区分別一覧表
条件設定画面の[集計項目設定]ページに「定額減税項目も集計する」設定が追加されました。
チェックを付けると、以下の並び順で定額減税に関する項目が確認できます。

①月次減税額	本人・同一生計配偶者・扶養親族の人数×30,000円
②減税前定額減税未済額	前回までに控除しきれなかった金額
③減税前所得税	定額減税を控除する前の所得税の金額
④定額減税額（所得税）	今回控除する金額
⑤所得税	定額減税を控除した後の今回の所得税の金額
⑥定額減税未済額	控除しきれない金額 「減税前定額減税未済額」－「定額減税額（所得税）」

※項目の並び順を変更することはできません。
※国税庁のホームページに掲載されている「各人別控除事績簿」に相当する内容を確認できます。

住民税の定額減税に伴う当製品の変更箇所

○以下のメニューで、住民税の年税額を入力すると、初回６月分が０円、７月以降に「定額減税後の税額」を11ヵ月で均した金額が表示されます。
・[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]メニュー
・[社員情報登録]メニューの[住民税・通勤手当]ページ

参　考

[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]メニューで予約登録している場合は、給与処理月を6月に進める際に[社員情報更新]画面が表示されます。年税額や各月の住民税を確認できます。

注　意

前年の合計所得金額が1,805万円を超える社員は、定額減税の対象になりません。
ただし、[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]メニューや[社員情報登録]メニューの[住民税・通勤手当]ページで年税額を入力すると、住民税情報の６月分は０円、７月分～５月分は11ヵ月で均した金額が表示されます。したがって、６月分～５月分に正しい住民税の金額を登録してください。

○[住民税納付リスト]メニューの「住民税納付リスト」のレイアウトが変更され（用紙の向きが「縦」から「横」）、各月の金額が確認できるようになりました。
また、条件設定画面の[基本設定]ページの「住民税額がない社員を含めて入力する」設定は、「年税額がない社員を含めて入力する」設定に変更されました。

≪機能追加≫----------

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2024年３月29日時点
銀行支店辞書	2024年４月８日時点
市町村辞書	2024年２月19日時点

小規模法人向けソフト

給与奉行®J11

機能アップガイド

Ver.4.14



搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2023年12月28日時点
銀行支店辞書	2024年１月９日時点
市町村辞書	2024年１月４日時点

小規模法人向けソフト

給与奉行®J11

機能アップガイド

Ver.4.12



目次

≪改正情報≫	
国外扶養親族の扶養控除の見直しに伴い、源泉徴収票の出力内容の改正に対応	2
退職手当等を有する配偶者・扶養親族の情報を入力し、給与支払報告書に出力可能	2
令和４年入居の住宅ローン控除の改正に対応	3
≪機能追加≫	
所得金額調整控除の適用を受けられるかの判定方法を強化	4
前職の源泉徴収票データをダウンロード可能 ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞	5
[明細書照会状況確認]メニューで、空欄の状況を確認可能 ＜『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合＞	5
[法定調書設定]メニューの使用されなくなった項目を削除	5
搭載辞書を更新	5

≪改正情報≫----------

国外扶養親族の扶養控除の見直しに伴い、源泉徴収票の出力内容の改正に対応

国外扶養親族の扶養控除の見直しにより、非居住者である扶養親族の適用要件が変更されました。
30歳以上70歳未満の場合は、留学生、障害者、38万円以上の送金がある場合だけ、扶養控除の対象となります。
これに伴い、[年末調整]-[源泉徴収票]メニューの控除対象扶養親族の区分欄の出力が、以下のように変更されます。

表示	控除対象扶養親族の区分
空欄	居住者
01	非居住者（30歳未満又は70歳以上）
02	非居住者（30歳以上又は70歳未満、留学生）
03	非居住者（30歳以上又は70歳未満、障害者）
04	非居住者（30歳以上又は70歳未満、38万円以上送金）



※16歳未満の扶養親族が非居住者の場合は、区分欄には従来通り「○」が出力されます。

≪ 関連メニュー ≫

- [年末調整]-[年末調整処理]メニュー
- [年末調整]-[源泉徴収票]メニュー
- [随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー

退職手当等を有する配偶者・扶養親族の情報を入力し、給与支払報告書に出力可能

扶養控除等（異動）申告書の住民税に関する事項の退職手当等を有する配偶者・扶養親族の情報を入力できるようになりました。
[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページに［住民税に関する事項…］ボタンが表示されます。クリックすると［年末調整処理 － 住民税に関する事項］画面が開き、所得の見積額を入力できます。
※住民税については、退職所得を除いた所得の見積額を入力します。



なお、令和５年分以降の給与支払報告書（源泉徴収票）には、以下が出力されます。
〇摘要欄に、該当する配偶者・扶養親族の名前の前に括弧書きの数字が付与され、「（退）氏名」と所得の見積額等の情報
〇５人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号欄に、「（退）個人番号」
※５人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号欄は、画面には表示されません。

≪ 関連メニュー ≫
・[年末調整]-[年末調整処理]メニュー
・[年末調整]-[源泉徴収票]メニュー

令和４年入居の住宅ローン控除の改正に対応

令和４年度税制改正により、令和４年に入居した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額、控除率および控除期間が、住宅の種類に応じて以下のようになります。

	住宅の種類	入居する年	借入限度額	控除率	控除期間
新築住宅 買取再販住宅	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	令和４年	5,000万円	0.7%	13年間
	ZEH水準省エネ住宅		4,500万円		
	省エネ基準適合住宅		4,000万円		
	上記以外（一般住宅）		3,000万円		
既存住宅	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	令和４年	3,000万円	0.7%	10年間
	上記以外（一般住宅）		2,000万円		

これに伴い、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの控除額適用区分に「5：現行特別控除（特例居住用家屋）」「6：認定住宅等（特例認定住宅等）」「7：震災再取得等（特例居住用家屋）」が追加され、選択肢「3：認定住宅」から「3：認定住宅（等）」に変更されました。また、住宅の区分等が追加されました。
住宅借入金等特別控除証明書の記載をもとに各区分を選択すると、住宅借入金等控除額が自動的に計算されます。



変更前	変更後（居住開始年月日が令和４年以降）
控除額適用区分	**控除額適用区分**
0：現行特別控除 2：特定増改築等 3：認定住宅 4：震災再取得等	0：現行特別控除 3：認定住宅（等） 4：震災再取得等 5：現行特別控除（特例居住用家屋） 6：認定住宅等（特例認定住宅等） 7：震災再取得等（特例居住用家屋）
―	**住宅の区分等**
―	00：非該当 01：中古住宅 02：特例居住用家屋 03：認定住宅・新築 04：認定住宅・買取再販 05：認定住宅・新築・特例認定住宅等 06：ZEH水準省エネ住宅・新築 07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販 08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等 09：省エネ基準適合住宅・新築 10：省エネ基準適合住宅・買取再販 11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等

上記の住宅ローン控除の適用を受けた場合は、[年末調整]-[源泉徴収票]メニューの控除区分に、控除額適用区分と住宅の区分等にあわせて「住（特家）」「認（特家）」「震（特家）」が表示されます。

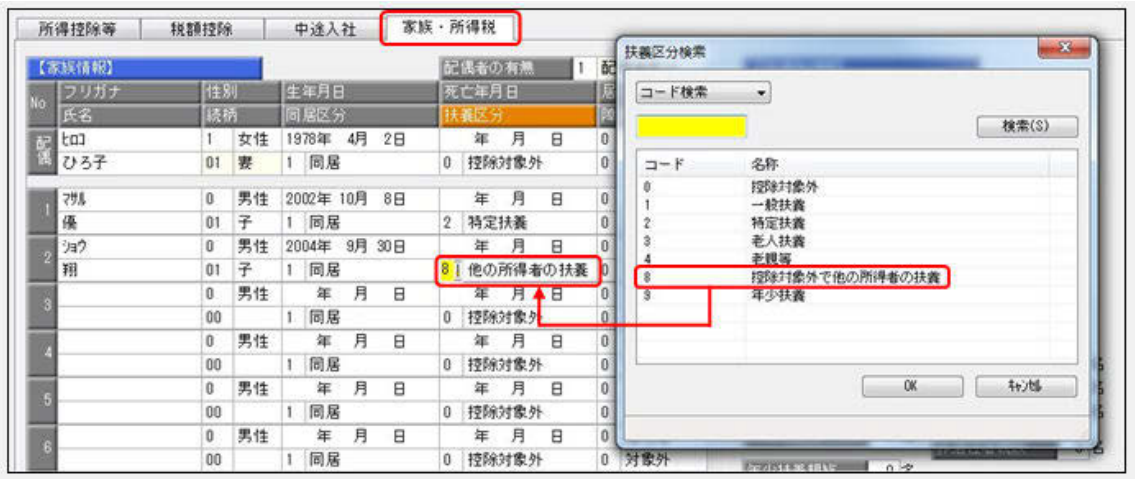
≪ 関連メニュー ≫

・[年末調整]-[年末調整処理]メニュー
・[年末調整]-[源泉徴収票]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー

≪機能追加≫----------

所得金額調整控除の適用を受けられるかの判定方法を強化

所得金額調整控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦に１人の年齢23歳未満の子がいる場合は、その夫婦双方が控除を受けられることになります。
今までは、上記のような場合は、該当する家族の[年末調整]-[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページの扶養区分は「0：控除対象外」を選択していました。
しかし、「0：控除対象外」では、「他の所得者が控除を受ける家族」なのか、「年間の合計所得金額が48万円超で控除を受けられない家族」なのか区別がつきませんでした。
したがって、今回から、[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページの家族の扶養区分に「8：控除対象外で他の所得者の扶養」が追加されました。所得金額調整控除申告書に記載されている家族で他の所得者が扶養している場合は、扶養区分に「8：控除対象外で他の所得者の扶養」を選択してください。



所得金額調整控除の要件に該当する場合は、[年末調整]-[源泉徴収票]メニューの摘要欄に「氏名（調整）」と表示されます。

※[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの家族の扶養区分には、「8：控除対象外で他の所得者の扶養」は追加されません。

≪ 関連メニュー ≫

・[年末調整]-[年末調整処理]メニュー

・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー

前職の源泉徴収票データをダウンロード可能

＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞

『年末調整申告書クラウド』で提出された前職の源泉徴収票データを、[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニューからダウンロードできるようになりました。
条件設定画面の更新対象の「中途入社情報」にチェックを付けてダウンロードすると、[年末調整処理]メニューの[中途入社]ページの【中途入社情報】に反映されます。

[明細書照会状況確認]メニューで、空欄の状況を確認可能

＜『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合＞

退職社員の源泉徴収票や年末調整しない社員の源泉徴収票は、即時公開することで公開できるため、[給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書照会状況確認]メニューの状況欄を「空欄」で表示していました。
Web公開するために何をするかを分かりやすくするために、状況欄と公開日時欄の表示を見直しました。それに伴い、状況欄に「公開済／予約中／未公開」を表示し、公開日時欄には「公開予定となる日、または、即時公開が必要な旨」を表示します。

[法定調書設定]メニューの使用されなくなった項目を削除

[導入処理]-[運用設定]-[法定調書設定]メニューで、使用されなくなった以下の項目を削除しました。

〇【経理責任者情報】の氏名カナ・氏名

〇【事務担当者情報】の内線

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2023年９月29日時点
銀行支店辞書	2023年10月２日時点
市町村辞書	2023年10月２日時点

小規模法人向けソフト

給与奉行®J11

機能アップガイド

Ver.4.11



- 搭載辞書の更新

郵便番号辞書	2023年４月28日時点
銀行支店辞書	2023年５月１日時点
市町村辞書	2023年５月１日時点

小規模法人向けソフト

給与奉行®J11

機能アップガイド

Ver.4.10



目次

≪改正情報≫	
成年年齢の引き下げに対応	2
住宅ローン控除の改正に対応	2
給与支払報告書の提出枚数が市町村につき２枚から１枚へ変更	4
令和５年分の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の改正対応（国外扶養親族の扶養控除の見直し）	4
≪機能追加≫	
配偶者を登録した際に、配偶者の扶養区分の初期値を「0：控除対象外」に変更	5
雇用保険区分の選択肢から、免除高齢者の区分を削除	5
所得金額調整控除を年末調整データで再判定が可能	5
これから公開される予定の明細書ＰＤＦや公開日時を確認可能 ＜『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合＞	5
給与処理後に明細タイトル・明細書メモ（共通）・出力項目などを変更した場合に、公開予定の当月の明細書ＰＤＦに反映可能 ＜『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合＞	6
搭載辞書を更新	6

≪改正情報≫----------

成年年齢の引き下げに対応

民法の改正により、2022年４月より成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。
これに伴い、源泉徴収票の「未成年者」欄に「○」を記載する要件が、20歳未満から18歳未満に引き下げられました。
当システムでは、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの【本人区分情報】の未成年者区分が、18歳未満の場合に「1：未成年者」と判定されるようになりました。
源泉徴収票の「未成年者」欄は、[社員情報登録]メニューの未成年者区分が「1：未成年者」の場合に「○」が付きます。

≪ 関連メニュー ≫

- [社員情報]-[社員情報登録]メニュー
- [管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー
- [年末調整]-[源泉徴収票]メニュー

住宅ローン控除の改正に対応

令和元年度税制改正より、消費税10%増税に伴い令和２年12月31日までに居住した場合は控除期間10年に特例期間３年を加えた13年の控除（特別特定取得）が受けられます。
令和３年度税制改正により、上記の特別特定取得に対して、さらに新しく３つの措置が追加されました。

○特例取得
特別特定取得に該当する場合で、新型コロナの影響により令和２年12月31日までに入居できなかった場合は、入居期限を１年延長して令和３年12月31日までとする措置が講じられました。
なお、契約が次の期限までに締結されている必要があります。

注文住宅（新築）の場合	令和２年９月30日までに契約
分譲住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合	令和２年11月30日までに契約

○特別特例取得
特別特定取得に該当する場合で、ポストコロナに向けた経済対策として、入居期限を２年延長して令和４年12月31日までとする措置が講じられました。
なお、契約が次の期限までに締結されている必要があります。

注文住宅（新築）の場合	令和２年10月１日～令和３年９月30日までに契約
分譲住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合	令和２年12月１日～令和３年11月30日までに契約

○特例特別特例取得

特別特例取得の適用要件を満たしている場合で、合計所得金額が1,000万円以下かつ床面積が40㎡～50㎡未満でも控除を受けられるよう床面積要件が緩和されました。

参　考

「特例特別特例取得」は、「特別特例取得」の特例です。
「特別特例取得」の場合は、床面積が50㎡以上ないと適用されません。

これに伴い、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの「（特別）特定取得区分」の項目名が「特定取得区分」に変更され、選択肢に「3：特例特別特例」が追加されました。
また、選択肢「1：特定取得」「2：特別特定取得」から「取得」を取りました。

（特別）特定取得区分（変更前）	特定取得区分（変更後）
0：非該当 1：特定取得 2：特別特定取得	0：非該当 1：特定 2：特別特定 3：特例特別特例

[年末調整処理]メニューの「特定取得区分」には、住宅借入金等特別控除証明書の居住開始年月日の表記によって以下を選択してください。

	住宅借入金等特別控除証明書の居住開始年月日の表記	特定取得区分
特定取得	（特定）	「1：特定」
特別特定取得 特例取得 特別特例取得	（特別特定）	「2：特別特定」
特例特別特例取得	（特例特別特例）	「3：特例特別特例」

参　考

源泉徴収票の控除区分欄には、控除額適用区分＋特定取得区分が表示されます。

▼例

控除額適用区分が「0：現行特別控除」、特定取得区分が「3：特例特別特例」の場合は、「住（特特特）」が表示されます。

≪ 関連メニュー ≫

・[年末調整]-[年末調整処理]メニュー
・[年末調整]-[源泉徴収票]メニュー

給与支払報告書の提出枚数が市町村につき２枚から１枚へ変更

総務省の通達より、給与支払報告書の各市町村への提出枚数が、２枚から１枚に変更されました。
これに伴い、[年末調整]-[源泉徴収票]メニューで給与支払報告書を印刷する際に、１枚のサプライ用紙に２名分印刷するようになりました。
奉行サプライ（源泉徴収票）もデザインが変更されます。

〇単票用紙（［6109］単票源泉徴収票）
　青色と緑色の罫線から、左右とも青色の罫線で同じデザインとなりました。
　また、１枚のサプライ用紙に２名分印刷となるため、100枚から50枚に
　変更となりました。
〇連続用紙（［6009］源泉徴収票）
　４枚複写から３枚複写に変更されます。
　（２枚目の緑色の罫線の用紙がなくなります。）

≪ 関連メニュー ≫
・[管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー
・[年末調整]-[源泉徴収票]メニュー

令和５年分の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の改正対応（国外扶養親族の扶養控除の見直し）

令和５年分より、非居住者である扶養親族の扶養控除の適用要件が変更されました。
令和４年以前は16歳以上が扶養控除の対象でしたが、令和５年以降は30歳以上70歳未満の場合、留学生、障害者、38万円以上の送金がある場合のみ、扶養控除の対象となります。
上記に伴い、令和５年より扶養親族の居住者区分が変更されます。
[随時処理]-[年次更新]メニューを実行し、処理年を令和５年に更新すると、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの扶養親族の居住者区分の選択肢が、以下に変更されます。

変更前	変更後
0：居住者 1：非居住者	0：居住者 1：非居住者（30歳未満又は70歳以上） 2：非居住者（30歳以上70歳未満、留学） 3：非居住者（30歳以上70歳未満、障害者） 4：非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上の支払）

注　意

扶養控除等（異動）申告書は、当システムで印刷できません。

≪ 関連メニュー ≫
[社員情報]-[社員情報登録]メニュー

≪機能追加≫----------

- 配偶者を登録した際に、配偶者の扶養区分の初期値を「0：控除対象外」に変更

昨今の共働き夫婦が増加している背景から、配偶者の扶養区分の初期値を「1：源泉控除配偶」から「0：控除対象外」に変更しました。
[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページで、配偶者の有無に「1：配偶者あり」を選択すると、配偶者の扶養区分に「0：控除対象外」が初期表示されます。

≪ 関連メニュー ≫
[社員情報]-[社員情報登録]メニュー

- 雇用保険区分の選択肢から、免除高齢者の区分を削除

令和２年に雇用保険料の免除措置が廃止されており、すでに免除高齢者に該当する社員はいないため、[社員情報登録]メニューの[労働保険]ページの雇用保険区分の選択肢から、「2：免除高齢者」を削除します。

≪ 関連メニュー ≫
[社員情報]-[社員情報登録]メニュー

- 所得金額調整控除を年末調整データで再判定が可能

[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページの所得調整控除申告書の提出が「0：なし」で登録されていても、年末調整時の合計金額などの要件を満たした場合には「1：あり」に変更され、所得金額調整控除額が計算されるようになりました。
『奉行Edge 年末調整申告書クラウド』をご利用の場合も、当システムの年末調整時の合計金額などの要件を満たした場合は「1：あり」に変更されます。

≪ 関連メニュー ≫
[年末調整]-[年末調整処理]メニュー

- これから公開される予定の明細書ＰＤＦや公開日時を確認可能
＜『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合＞

[給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書照会状況確認]メニューが追加されました。
毎月の給与処理が終わった後に、明細書の公開準備ができているかを確認することができるようになりました。当メニューでは、スケジュール登録されている公開の状況や日時の確認、公開予定の明細書ＰＤＦをプレビューで確認できます。また、公開の予約を取り消すこともできます。

- **給与処理後に明細タイトル・明細書メモ（共通）・出力項目などを変更した場合に、公開予定の当月の明細書ＰＤＦに反映可能**
  ＜『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合＞

  公開する社員の明細書は、給与処理で処理状況を「処理済」にすると、公開日時なども予約されます。
  今までは、給与処理を行った後に明細タイトルや公開日時などを変更すると、翌月の明細書から反映されていました。変更内容を当月の明細書に反映させたいという要望に応えるため、公開前の当月の給与明細書に自動的に反映されるように変更されました。
  変更した内容の確認は、[給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書照会状況確認]メニューで確認できます。

  ≪ 関連メニュー ≫
  - [導入処理]-[給与体系登録]-[勤怠支給控除項目登録]メニュー
  - [給与賞与]-[給与処理]-[給与処理]メニュー
  - [給与賞与]-[賞与処理]-[賞与処理]メニュー
  - [年末調整]-[還付金処理]-[還付金明細書]メニュー
  - [給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書照会設定]メニューの各メニュー

- **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書	2022年９月30日時点
銀行支店辞書	2022年10月３日時点
市町村辞書	2022年８月１日時点

小規模法人向けソフト

給与奉行®J11

機能アップガイド

Ver.4.09



目次

≪改正情報≫	
育児休業等期間中の保険料の免除要件の改正に対応	2
≪機能追加≫	
搭載辞書を更新	2

≪改正情報≫----------

- 育児休業等期間中の保険料の免除要件の改正に対応

令和４年10月１日から、通常の育児休業とは別に、子の出生後８週間以内に４週間まで取得可能な休業制度、いわゆる産後パパ育休（出生時育児休業）が創設されます。
産後パパ育休を取得した場合も、社会保険料が免除されます。また、育児休業を分割して取得できるようになります。
これに伴い、令和４年10月以降、育児休業（産後パパ育休含む）を取得する場合の保険料免除の判定が変更されます。

≪ 関連メニュー ≫

・[社員情報]-[社員情報登録]メニュー
・[給与賞与]-[給与処理]-[給与処理]メニュー
・[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与処理]メニュー

≪機能追加≫----------

- 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2022年７月29日時点
銀行支店辞書	2022年８月１日時点
市町村辞書	2022年８月１日時点

小規模法人向けソフト

給与奉行®J11

機能アップガイド

Ver.4.08



≪改正情報≫----------

10月からの雇用保険率改定に対応

令和４年10月１日から雇用保険率が改定されます。

	令和４年10月１日～令和５年３月31日	
	被保険者負担分	事業主負担分
一般事業	5 / 1000	8.5 / 1000
農林水産・清酒製造業	6 / 1000	9.5 / 1000
建設事業	6 / 1000	10.5 / 1000

当システムでも上記の雇用保険率に対応しました。
なお、給与および賞与の雇用保険料は、９月以前の雇用保険率で計算されます。

≪機能追加≫----------

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2022年３月31日時点
銀行支店辞書	2022年４月４日時点
市町村辞書	2022年４月４日時点

小規模法人向けソフト

給与奉行®J11

機能アップガイド

Ver.4.07



搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2021年11月30日時点
銀行支店辞書	2021年12月６日時点
市町村辞書	2021年12月６日時点

小規模法人向けソフト

給与奉行®J11

機能アップガイド

Ver.4.06



搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2021年９月30日時点
銀行支店辞書	2021年10月４日時点
市町村辞書	2021年10月４日時点

小規模法人向けソフト

給与奉行®J11

機能アップガイド

Ver.4.03



目次

健康保険と厚生年金の資格喪失原因に「11：社会保障協定」が追加	2
搭載辞書を更新	2

健康保険と厚生年金の資格喪失原因に「11：社会保障協定」が追加

[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページで設定する健康保険、厚生年金、厚生年金基金の資格喪失原因の選択肢に「11：社会保障協定」が追加されます。
また、選択肢の桁数が１桁から２桁へ変更されます。

≪ 関連メニュー ≫

[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2021年１月29日時点
銀行支店辞書	2021年２月１日時点
市町村辞書	2021年１月４日時点

小規模法人向けソフト

給与奉行®J11

機能アップガイド

Ver.4.02



目次

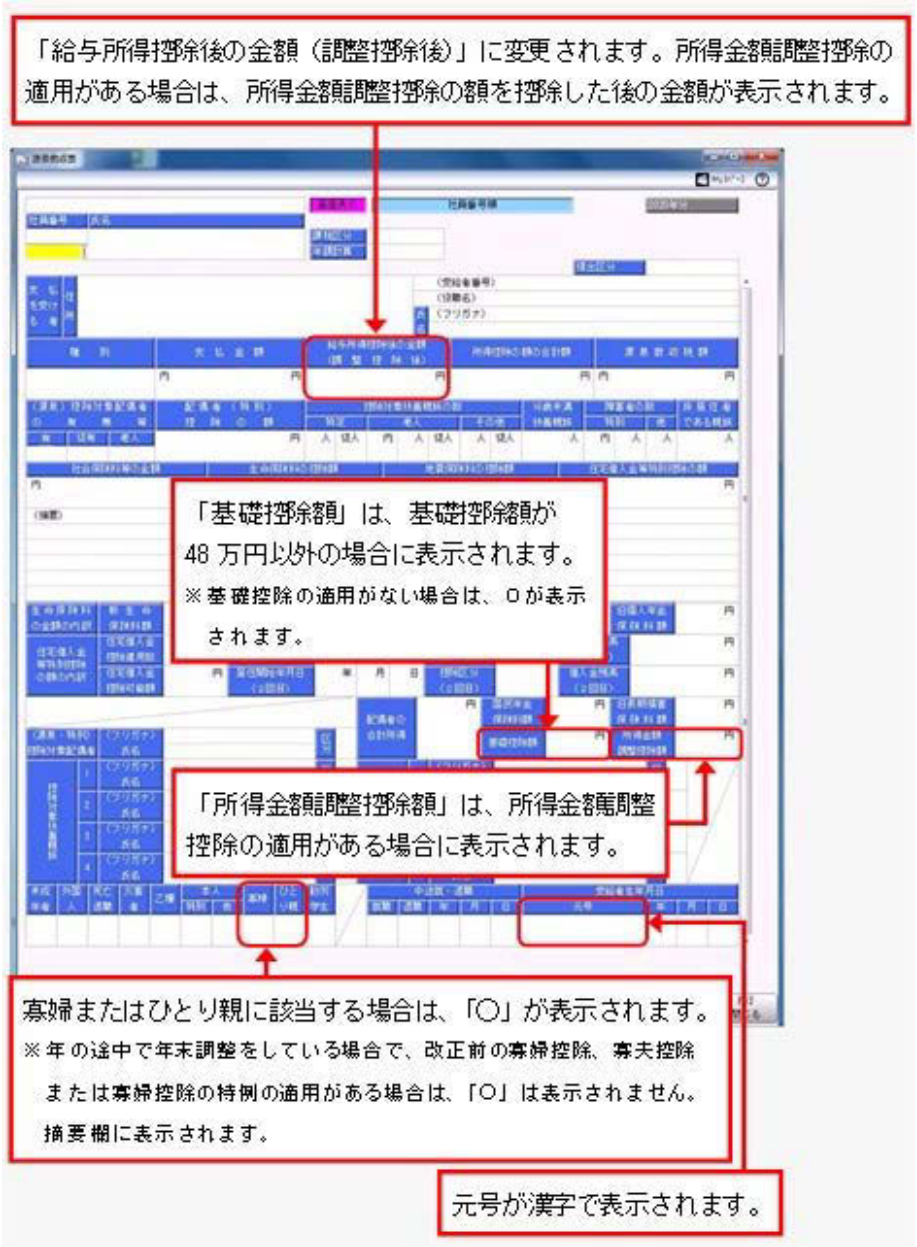
※☞マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

	≪改正情報≫	
	源泉徴収票の新様式に対応	2
	源泉徴収簿の奉行サプライが追加	3
	管理資料の年末調整に関する項目名が変更	4
	住宅借入金特別控除等の改正に対応	4
	ひとり親控除の創設に伴い、社員情報の寡婦(夫)区分が変更	5
	基礎控除申告書データ、所得金額調整控除申告書データをダウンロード可能 ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞	5
	≪機能追加≫	
	『給与明細電子化クラウド』で還付金明細書を配信・照会に対応 ＜『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合＞	5
☞	前年の収入金額を『年末調整申告書クラウド』に連携可能 ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞	6
	搭載辞書を更新	6

≪改正情報≫----------

源泉徴収票の新様式に対応

令和２年分の給与所得の源泉徴収票については、所得金額調整控除の創設、基礎控除の見直し、未婚のひとり親への対応及び寡婦控除の見直し等により、項目名・記載内容が変更されました。
これに伴い、当システムの[年末調整]-[源泉徴収票]メニューの様式が、以下のように変更されました。



※これに伴い、奉行サプライ[6109]単票源泉徴収票および[6009]源泉徴収票も変更されました。令和２年分の源泉徴収票を印刷する場合は、新しい様式に対応した奉行サプライに印刷してください。

≪ 関連メニュー ≫

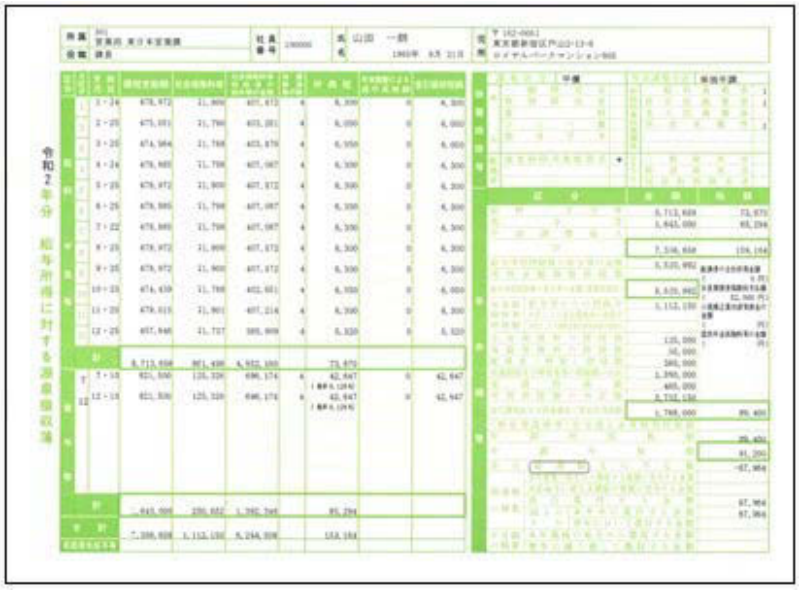
・[管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー
・[年末調整]-[源泉徴収票]メニュー

源泉徴収簿の奉行サプライが追加

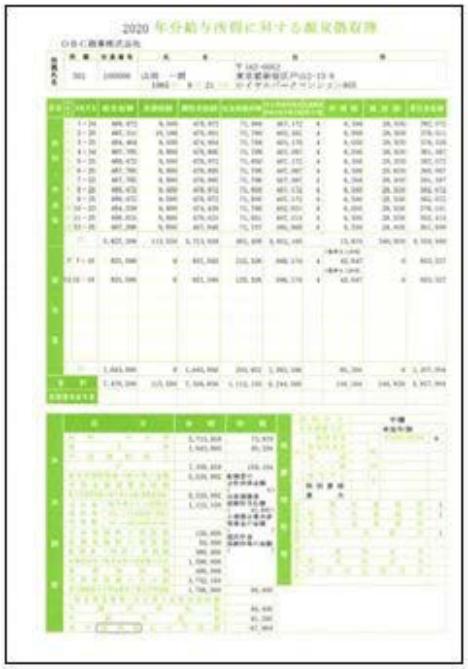
年末調整の改正に伴う項目名の変更・追加に伴い、新たに奉行サプライの「源泉徴収簿」をご用意しました。

・[5169]単票源泉徴収簿（横型）
・[5168]単票源泉徴収簿（縦型）
・[5068]源泉徴収簿

【[5169]単票源泉徴収簿（横型）】



【[5168]単票源泉徴収簿（縦型）】



印刷する奉行サプライにあわせて、[源泉徴収簿 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで、用紙種類を選択してください。

※今までの旧様式の奉行サプライ（[5167]単票源泉徴収簿（横型）、[5166]単票源泉徴収簿（縦型）、[5066]源泉徴収簿、[5162]単票源泉徴収簿（横型）、[4161]単票源泉徴収簿（縦型）、[4061]源泉徴収簿）に印刷することもできます。
なお、令和２年分を旧様式の奉行サプライに印刷した場合は、「給与所得控除後の給与等の額」には調整控除後の金額、ひとり親の場合は本人欄に「ひとり親」が印字されます。

注　意

以下の旧様式の奉行サプライには、**印刷することはできません。**
申し訳ございませんが、新しい奉行サプライをご利用ください。
[5104]単票源泉徴収簿（横型）　[4104]単票源泉徴収簿（縦型）　[1695]源泉徴収簿

管理資料の年末調整に関する項目名が変更

[年末調整処理]メニューの計算結果画面の項目名（所得金額調整控除額・＜調整控除後＞・扶養障害者等控除額・基礎控除額）にあわせて、以下の管理資料でも同じ項目名が表示されるようになりました。
・[年末調整]-[源泉徴収簿兼賃金台帳]メニュー
・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニュー
・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニュー
※追加された項目を集計する場合は、条件設定画面の[集計項目設定]ページで、項目を選択してください。

住宅借入金特別控除等の改正に対応

居住の用に供した日が、令和１年10月１日以後において、特別特定取得に該当するか否かで住宅借入金の控除限度額が変わります。
「特別特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。
これに伴い、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの「特定取得区分」の項目名が、「（特別）特定取得区分」に変更されました。
令和２年分の年末調整では、住宅借入金等特別控除証明書の居住開始年月日に「（特別特定）」が印字されている場合は、（特別）特定取得区分を「2：特別特定取得」、「（特定）」が印字されている場合は「1：特定取得」を選択します。

また、令和１年以降に住宅を取得した場合の住宅借入金等特別控除申告書の様式が変わったことに伴い、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの居住開始年月日が「平成31年１月１日」以降の場合は、居住用割合が直接入力できるようになりました。



※居住割合の項目名が、居住用割合に変更されました。
※居住用割合を直接入力する場合は、家屋土地等の総面積と居住用部分の面積は入力できなくなります。
※居住用割合、家屋土地等の総面積、居住用部分の面積は、[年末調整処理 - 条件設定]画面の[入力設定]ページで、「住宅借入金等の取得対価の額と面積を入力する」にチェックを付けると表示されます。

ひとり親控除の創設に伴い、社員情報の寡婦(夫)区分が変更

ひとり親控除の創設に伴い、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの寡婦(夫)区分が、[随時処理]-[年次更新]メニューで2021年（令和３年）に年次更新を実行すると、「寡婦／ひとり親区分」に変更されます。

※2020年（令和２年）の年末調整処理の処理状況が「処理済」の場合は、[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページの「寡婦／ひとり親区分」の設定が反映されます。
年末調整処理の処理状況が「未処理」の場合（年末調整区分が「0：年調不要」の社員を含む）は、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの「寡婦(夫)区分」で設定されていた選択肢が、以下のように変更されます。
・「0：対象外」の場合は「0：対象外」
・「1：寡婦(夫)」で性別が女性の場合は「1：寡婦」
・「1：寡婦(夫)」で性別が男性の場合は「2：ひとり親」
・「2：特別寡婦」の場合は「2：ひとり親」
また、退職社員は退職時点の寡婦(夫)区分の情報が表示されます。
※処理年が「2020年（令和２年）」以前の場合は、「寡婦(夫)区分」になります。

基礎控除申告書データ、所得金額調整控除申告書データをダウンロード可能
＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞

『年末調整申告書クラウド』で提出された令和２年の年末調整申告書データ（令和２年から改正された「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」含む）を、[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニューからダウンロードできるようになりました。

≪機能追加≫----------

『給与明細電子化クラウド』で還付金明細書を配信・照会に対応
＜『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合＞

『給与明細電子化クラウド』で、還付金明細書のWeb照会・配信に対応しました。
単独年調で年末調整処理を行った場合に出力する還付金明細書を、給与明細書や賞与明細書と同様にWeb照会したり、社員のメールアドレスに還付金明細書ＰＤＦを配信できます。

※還付金明細書のWeb照会・配信については、[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページの単独還付方法が「1：給与振込」の場合は[社員情報登録]メニューの[明細書]ページの給与明細書、「2：賞与振込」の場合は[社員情報登録]メニューの[明細書]ページの賞与明細書のWeb照会とメール配信の設定にしたがいます。

≪ 関連メニュー ≫

・[導入処理]-[運用設定]-[給与明細電子化クラウド運用設定]メニュー
・[給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書照会設定]-[還付金明細書照会設定]メニュー
・[給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書即時公開処理]メニュー
・[給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書配信設定]-[明細書配信設定]メニュー
・[給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書配信設定]-[携帯配信項目設定]メニュー
・[給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書作成処理]-[還付金明細書作成処理]メニュー
・[給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書配信処理]-[明細書配信処理]メニュー
・[給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書配信処理]-[明細書配信実行履歴]メニュー
・[給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書配信スケジュール管理]-[明細書配信スケジュール登録]メニュー



前年の収入金額を『年末調整申告書クラウド』に連携可能

＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞

当システムで前年の年末調整処理を行っていた場合は、当年の年末調整の際に[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウド利用者設定]メニューで利用者情報を更新すると、前年の収入金額を『年末調整申告書クラウド』に連携できるようになりました。
『年末調整申告書クラウド』で申告書を提出する際に、前年の収入金額を確認しながら入力することができるようになります。

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2020年９月30日時点
銀行支店辞書	2020年10月５日時点
市町村辞書	2020年８月３日時点

小規模法人向けソフト

給与奉行®J11

機能アップガイド

Ver.4.01



目次

≪改正情報≫	
基礎控除が48万円ではない場合や所得金額調整控除およびひとり親控除の年末調整計算に対応	2
≪機能追加≫	
搭載辞書を更新	4

≪改正情報≫----------

- **基礎控除が48万円ではない場合や所得金額調整控除およびひとり親控除の年末調整計算に対応**

令和２年分の年末調整の改正に伴い、年末調整計算ができるようになりました。
退職社員や非居住者となる社員がいる場合に、年の途中で年末調整計算を行うことができます。
[年末調整処理]メニューが以下のように変更されます。

[年末調整処理]画面の[家族・所得税]ページ

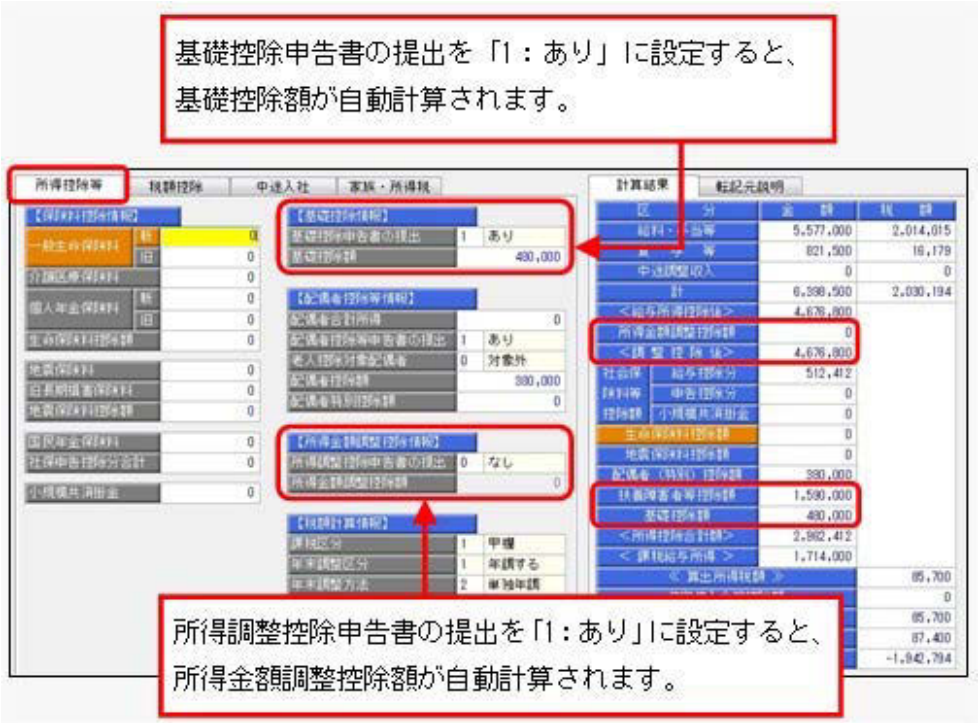
ひとり親控除の創設に伴い、「寡婦(夫)区分」が「寡婦／ひとり親区分」に変更されました。



※[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの「寡婦(夫)区分」は変更されません。

[年末調整処理]画面の[所得控除等]ページ

基礎控除の見直し及び所得金額調整控除の創設に伴い、従来の「給与所得者の配偶者控除等申告書」との兼用様式として「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に様式が改められました。
これに伴い、「基礎控除申告書の提出」「基礎控除額」「所得調整控除申告書の提出」「所得金額調整控除額」が追加されました。



※[年末調整処理 － 条件設定]画面の[基本設定]ページの処理方法が「入力だけを先に行う＜先行入力＞」の場合は、基礎控除額・所得金額調整控除額は計算されません（「***, ***, ***」で表示されます）。

参　考

以下の控除を受けた場合は、[年末調整]-[源泉徴収票]メニューで摘要欄に印刷されます。

・基礎控除の額　〇〇円
　※基礎控除額が480,000円以外の場合に印刷されます。
・所得金額調整控除額　〇〇円　家族の氏名
・寡婦またはひとり親

注　意

奉行サプライの令和２年分の「源泉徴収票」の提供は、11月を予定しております。
それまでは、令和１年分の源泉徴収票をご利用ください。

注　意

今回のプログラムから令和２年分の年末調整計算を行うことができますが、以下については変更されていません。
〇年末調整一覧表や源泉徴収簿兼賃金台帳などの管理資料の項目名
〇源泉徴収票や源泉徴収簿などの奉行サプライ
上記につきましては、例年11月に提供される「年末調整対応プログラム」で対応する予定です。

≪機能追加≫----------

- **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書	2020年４月30日時点
銀行支店辞書	2020年５月７日時点
市町村辞書	2020年１月６日時点

小規模法人向けソフト

給与奉行®J11

機能アップガイド

Ver.4.00



目次

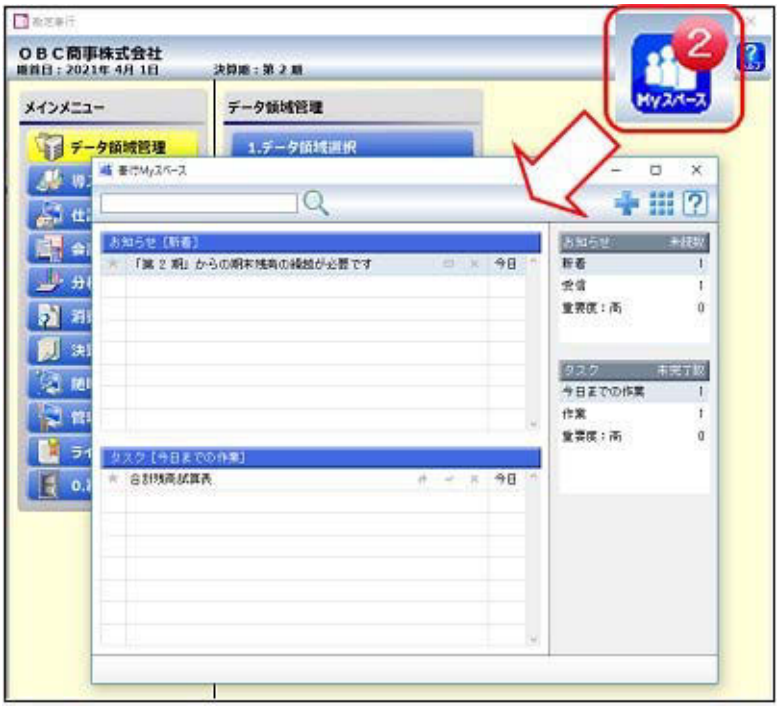
「奉行Myスペース」機能を追加	2
帳票作成（ＰＤＦ）とその配信までの定期的な業務を、スケジュールを組んで自動化できる機能を追加	2
最新プログラムの自動アップデートに対応	3
『奉行Edge 給与明細電子化クラウド』に対応 ＜『給与明細電子化クラウド』をご購入の場合＞	3
『奉行Edge 労務管理クラウド』に対応 ＜『労務管理クラウド』をご購入の場合＞	3

参　考

『奉行Ｊ -給与編-』（Ver.2.68）からの機能アップ内容が記載されています。

「奉行Myスペース」機能を追加

「奉行Myスペース」は、奉行上で自身の「お知らせ（リマインド）」や「タスク（作業）」を管理できます。



※画面は、『勘定奉行』の画面です。

日々、自身が行うタスクが「奉行Myスペース」で一目で確認できるため、作業の漏れや遅れによるトラブルを防止し、スムーズに日々の業務を遂行できます。

活用例は、操作説明の「奉行Myスペース」-「活用例」をご確認ください。

帳票作成（ＰＤＦ）とその配信までの定期的な業務を、スケジュールを組んで自動化できる機能を追加

今まで手動で行っていた帳票作成からその共有までの一連の流れを、スケジュールを組んで自動化できるようになり、定型業務を効率化できます。スケジュールは、週次・月次や毎月15日、末日などの定期的な予定を登録できます。
また、以下の配信方法で共有できます。

・メール
・「奉行Myスペース」のお知らせ

≪ 新規メニュー ≫

・[随時処理]-[業務スケジュール登録]-[業務スケジュール登録]メニュー
・[随時処理]-[業務スケジュール登録]-[業務スケジュール履歴]メニュー

≪ 関連メニュー ≫

・[管理資料]-[勤怠支給控除一覧表]-[勤怠支給控除一覧表]メニュー
・[管理資料]-[勤怠支給控除一覧表]-[区分別一覧表]メニュー

最新プログラムの自動アップデートに対応

お客様のご利用環境に応じて、最新プログラムに自動アップデートします。
担当者様のセットアップにかかる負担を軽減し、スピードをもって対応できるようになりました。

『奉行Edge 給与明細電子化クラウド』に対応
＜『明細電子化クラウド』をご購入の場合＞

『給与明細電子化クラウド』とは、あらかじめ設定した公開日時を過ぎると、社員がクラウド上にある自身の給与（賞与）明細書を照会したり、支給日など定期的なスケジュールで社員のメールアドレスに給与（賞与）明細書ＰＤＦを配信するサービスです。
支給明細書を印刷する必要がなくなりますので、毎月の給与処理業務を大幅に削減できます。

> 参　考
> 『明細電子化クラウド』の詳細については、以下のサイトをご参照ください。
> https://www.obc.co.jp/bugyo-edge/payment

『奉行Edge 労務管理クラウド』に対応
＜『労務管理クラウド』をご購入の場合＞

『労務管理クラウド』とは、専門知識がなくても社会保険や雇用保険の手続きで必要になる書類を簡単に作成・電子申請できるサービスです。社員からの扶養親族の追加や住所の変更などの手続き（労務手続データ）をもとに、各種届出を電子申請することができます。
このサービスと当システムを連携して使うことで、『労務管理クラウド』の労務手続データをもとに、当システムの社員情報を更新することができます。また、『労務管理クラウド』では新入社員をメールで招待して入社に関する手続きを行い、当システムに受け入れて社員情報に社員を追加することができます。

> 参　考
> 『労務管理クラウド』の詳細については、以下のサイトをご参照ください。
> https://www.obc.co.jp/bugyo-edge/labor